

# 学校いじめ対応マニュアル

## 1. いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」である。

ただし、次の場合も「いじめ」と判断する。

### ①被害児童生徒が「いじめ」を否定した場合

被害児童の表情や様子をきめ細かく観察、周辺の状況等を客観的に確認して判断する。

### ②被害児童生徒が「いじめ」に気付いてない場合

例えばインターネット上で悪口を書かれたが、被害児童がそのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていないケース等。

加えて、柔軟な対応例としては、

○好意から行った行為が意図せずに被害児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、すぐに加害児童が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合である。このような場合は「いじめ」という言葉を使わず指導する。

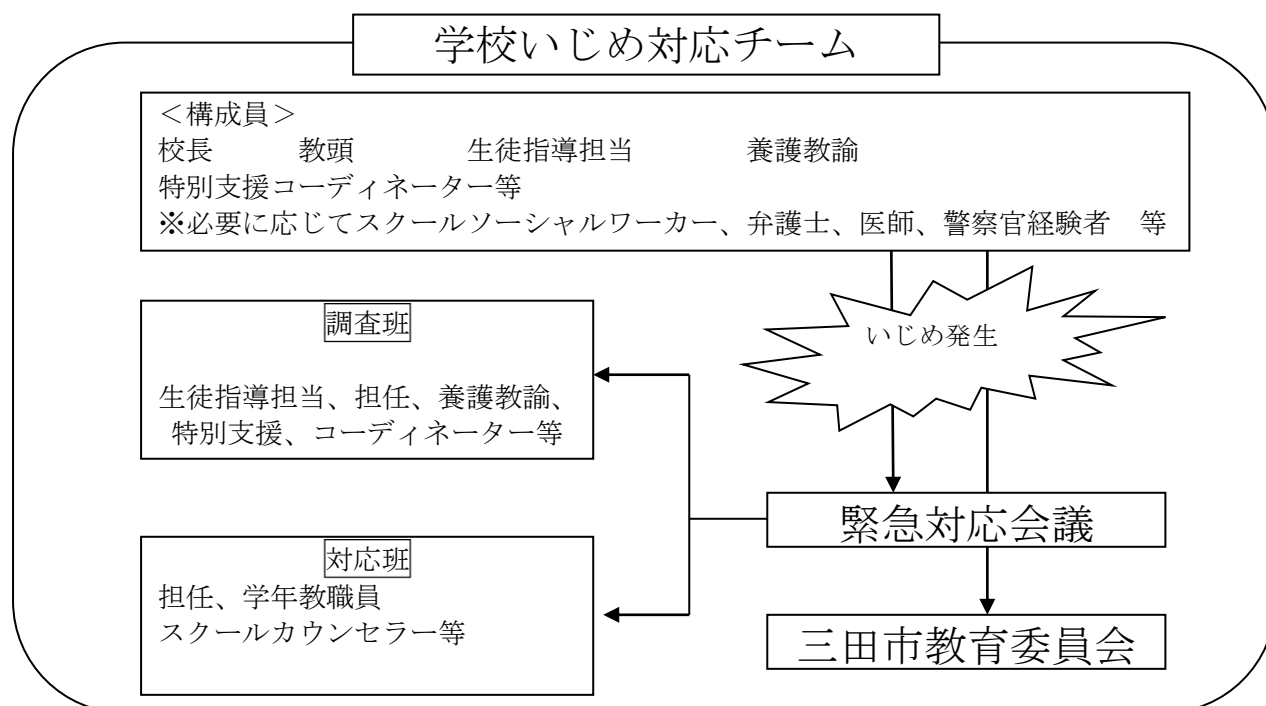
ただし、これらの場合も法が定義する「いじめ」に該当するため、いじめの措置をとる。

## 2. いじめ対応チームとは

「学校いじめ対応チーム」いじめに係る未然防止、早期発見、事案対処等（具体的な役割は「学校いじめ基本方針3章」）を実効的に行うための組織である。

いじめの疑いが生じた際、いじめかどうかを判断するのは「いじめ対応チーム」である。

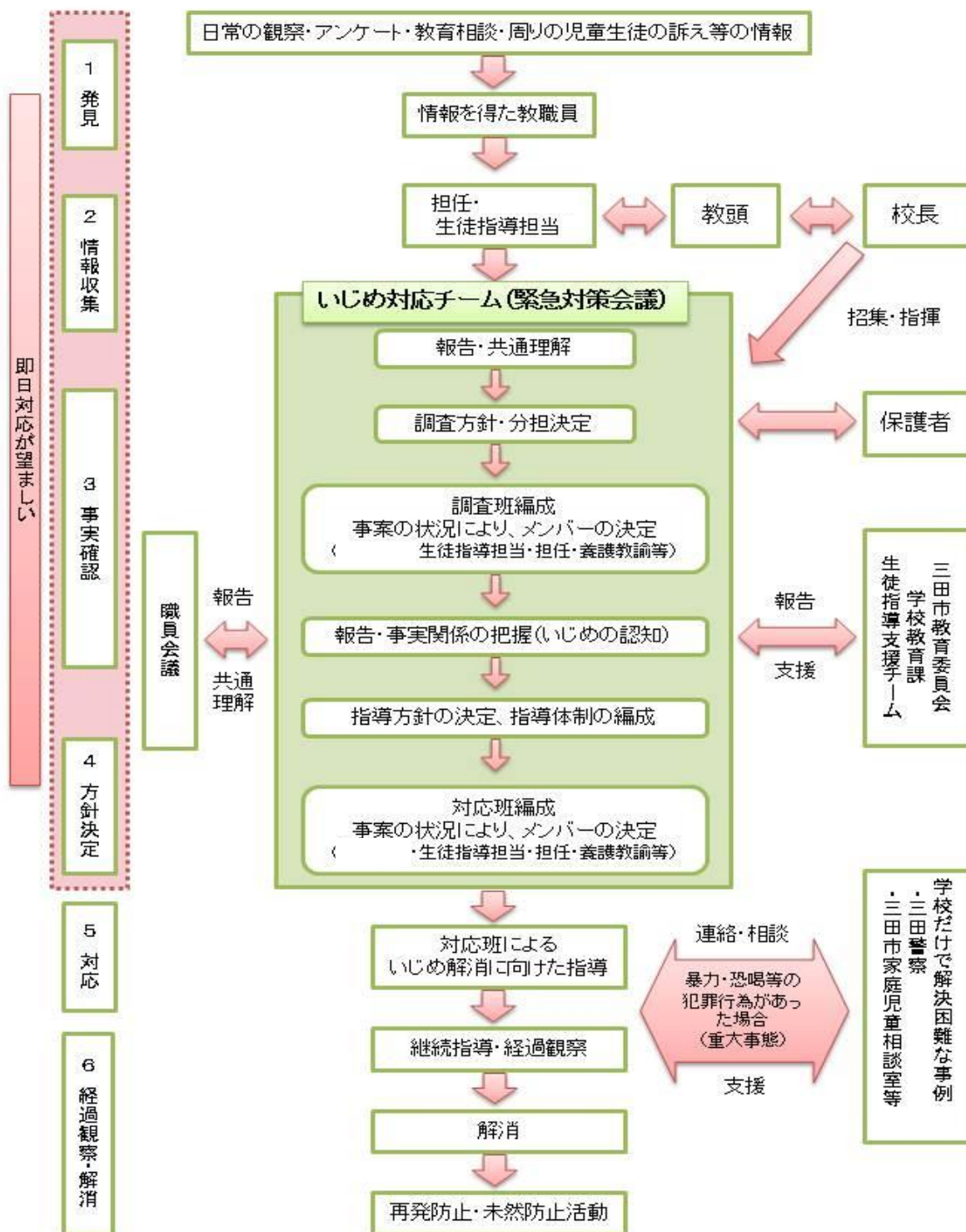
特定の教職員が問題を抱え込んではいけない。



【注】各学校規模や校務分掌など、実情に応じた組織体制を編成する。

★「学校いじめ対応チーム」は校務分掌表に明記すること。

### 3. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ図



- ・ 上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ・ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。  
※ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側のずれが生じている場合等については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。
- ・ いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。  
「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」  
「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

## 4. いじめの措置

学校は日頃からいじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒や保護者から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、法第23条に基づき、以下の通り、適切な措置をとる。

### (1) いじめの発見

発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。

- 発見、通報を受けた教職員は、速やかに「いじめ発見報告カード（別紙5）」を学校いじめ対応チームの「A」に提出する。  
※発見、通報を受けた教職員は、いじめの判断を一人でしてはならない。  
※「A」がない場合は「B」に、「B」がない場合は「C」に提出する。
- 「報告カード」が提出されたら、原則として速やかに「緊急対策会議」を開催する。

### (2) 緊急対策会議（正確な実態把握）

学校いじめ対応チームは、いじめの疑いを発見・通報を受けた状況を確認するとともに、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取る体制を整え、実施するなどして、いじめの有無の確認を行う。

#### 【聴き取り方】

- 関係児童生徒1名に対して複数の教師（聞き取り役、記録役）で聴き取る。
- 5W1Hを基本に丁寧に聴き取る。
  - 誰が誰をいじめているのか？（加害者と被害者の確認）
  - いつ、どこで起こったのか？（時間と場所の確認）
  - どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？（内容）
  - いじめをしてしまった動機は何か？（要因）
  - いじめのきっかけは何か？（背景）
  - いつ頃から、どのくらい続いているのか？（期間）
  - 今、どう思っているのか？（心情）
- 加害児童生徒が複数いる場合で、話が合わない箇所は徹底して確認する。
- 関係児童生徒全員に全体像（事案に至った背景等）を確認する。

#### 【記録について】

- 時系列に事実のみを「聴き取りメモ（別紙6）」記録していく。
- ケースごとに「記録係」を決定する。※一人に記録係が集中しないように配慮する。
- いじめに係る記録は5年間保管。いじめアンケートは卒業まで保管。

(3) いじめと判断した場合は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒等の保護者に連絡する。

#### 【いじめの判断について】

- 「いじめとは」に基づいて判断する。

#### 【学校の方針と今後の対応について】

- 学校は「いじめられた子どもを守り通すこと」を基本に具体的な対応を決定。
- 今後の対応については、5つの視点で決定する。
  - ・被害児童生徒に対して
  - ・被害児童生徒の保護者に対して
  - ・加害児童生徒に対して
  - ・加害児童生徒の保護者に対して
  - ・周りの子どもに対して

### 【市教委への報告】

- 学校いじめ対応チームは、いじめの判断が難しい場合や今後、重大な事態に発展する可能性がある場合は、直ちに三田市教育委員会学校教育課生徒指導支援チーム（以下「市教委生支チーム」）に口頭で報告する。
- 学校いじめ対応チームは、「いじめと判断」してから原則 24 時間以内を目途に、市教委生支チームに「いじめ報告書（別紙 7）」で報告する。

### 【被害保護者への報告】

- 発見したその日のうちに、
- 学校いじめ対応チーム（複数の教師）が家庭訪問等で保護者と面談し、
- 現時点での正確な事実関係を説明、学校の方針を伝え、今後の対応を協議する。

### 【加害保護者への報告】

- 発見したその日のうちに、
- 学校いじめ対応チーム（複数の教師）が保護者と面談し、
- 現時点での正確な事実関係（いじめてしまった要因や背景も含む）を説明、学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。

(4) 学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめ解消と再発防止の措置をとる。

### 【被害児童生徒に対して】

- 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。  
（具体的な手立て）
  - ・いじめが起こりやすい登下校、休み時間、清掃時間等の見守り体制を示す。
  - ・定期的に、教師が「今日は大丈夫だったか」等の安全確認を行う。
  - ・いつでも相談できる場を示す。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### 【被害児童生徒の保護者に対して】

- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

### 【加害児童生徒に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させ、事の重大さを理解させる。
- 心からの謝罪ができるよう粘り強い指導を行う。

### 【加害児童生徒の保護者に対して】

- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

- 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

### 【周りの児童生徒たちに対して】

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。

### 【謝罪について】

- 加害児童生徒が、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられた側の気持ちを理解した上で、学校が主導して、加害児童生徒から被害児童生徒に対して、心からの謝罪ができる場を設定する。
- 被害児童生徒の保護者、加害児童生徒の保護者も見守る中で「謝罪」することが望ましい。

### 【いじめの解消について】

- 学校として「いじめ解消の要件」に基づき、約3か月間、継続した指導を行う。
- いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ①「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」
  - ②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
- いじめ解消までの約3か月間、学校は定期的に、加被害児童・保護者と連携して、学校と家での様子を確認するとともに、「いじめ対応チーム会議」で「いじめ」が再発していないかどうかを必ず確認する。
- 経過観察、解消の確認は「(別紙8)経過観察・解消記録(5年間学校保管)」で記録する。

### 【いじめ問題を乗り越えた状態について】

- いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去がなされ、当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

## (5) 重大事態への対応について

- 重大事態が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、三田市教育委員会を通じて三田市長へ報告した上で、調査組織を行うことが義務付けられている。
- 重大事態とは
  - ア) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - イ) いじめにより年間30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ※) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも含む。
- 具体的な対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」「いじめ対応マニュアル(平成29年8月兵庫県教育委員会)」に基づいた措置をとる。